

伊 議 第 4 0 号

令和 8 年 8 月 2 4 日

殿

伊 勢 原 市 議 会

議 長 大 垣 真 一

令和 8 年伊勢原市議会 9 月定例会の招集について（通知）

令和 8 年伊勢原市議会 9 月定例会を招集する旨、別紙写しのとおり告示されましたので、同日午前 9 時 3 0 分までに伊勢原市議会議場に参集願います。

併せて、議事日程及び会議資料を別添のとおり送付いたします。

以 上

⑤

伊勢原市告示第142号

令和8年伊勢原市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和8年8月24日

伊勢原市長 萩原鉄也 印

1 期 日 令和8年8月31日（月）

2 場 所 伊勢原市議会議場

令和 8 年伊勢原市議会 9 月定例会議事日程

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午前 9 時 3 0 分開会

（第 1 日）

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会期の決定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 諸報告 |
| 日程第 4 | 議案第 3 5 号 | 令和 7 年度伊勢原市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 3 6 号 | 令和 7 年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 7 号 | 令和 7 年度伊勢原市用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 8 号 | 令和 7 年度伊勢原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 9 号 | 令和 7 年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 0 号 | 令和 7 年度伊勢原市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 1 号 | 伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 2 号 | 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 3 号 | 伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 4 号 | 伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 5 号 | 令和 8 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 2 号） |

- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 4 7 号 伊勢原市教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 報告第 1 3 号 令和 7 年度伊勢原市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 1 8 報告第 1 4 号 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 5 号 令和 7 年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第 2 1 報告第 1 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第 2 2 報告第 1 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について

伊勢原市印鑑条例（昭和 5 2 年伊勢原市条例第 2 8 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部が改正され、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されることに伴い、個人番号カード等の利用による印鑑登録証明書の交付申請に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢原市印鑑条例（昭和５２年伊勢原市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「法律第２７号」の次に「。以下「番号利用法」という。」を加え、「（以下「個人番号カード」という。）」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「個人番号カード等」という。））」に改める。

第５条第２項第１号中「又は」の次に「番号利用法第２条第７項に規定する」を加える。

第９条の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第１項中「個人番号カード（以下「個人番号カード」を「個人番号カード等（以下「個人番号カード等」に改める。

第１０条（見出しを含む。）中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第１４条第３項中「個人番号カードによる」を「個人番号カード等による」に、「当該カード」を「当該個人番号カード等」に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 第１項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。次条第６号及び第１７条第１号において同じ。）の提示をもって印鑑登録証の提示に代えることができる。この場合において、第２項の確認は、当該個人番号カード等の提示を受けること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５

年総務省令第１２０号。以下「施行規則」という。）第４２条第２項の規定により設定した暗証番号を照合することにより行う。

第１５条第５号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 印鑑登録証に代えて個人番号カード等の提示を行う者については、施行規則第４２条第２項の規定による暗証番号の入力ができないとき。

第１７条中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）」を「施行規則」に改め、同条第１号を次のように改める。

(1) 個人番号カード等

第２０条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢原市印鑑条例新旧対照表（１／５）

現 行	改 正 案
目次 （略） 第１章 （略） 第２章 住民の印鑑 （登録申請） 第３条 （略） ２ （略） ３ 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「<u>個人番号カード</u>」という。）を印鑑登録証として利用しようとする者は、代理人による申請はできない。 第４条 （略） （登録申請の確認） 第５条 （略） ２ 前項の確認は、登録申請の事実について、郵送により登録申請者に文書で照会し、その回答書を持参させることによって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの提示又は提出があったときは、この限りでない。 （１）官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で	目次 （略） 第１章 （略） 第２章 住民の印鑑 （登録申請） 第３条 （略） ２ （略） ３ 前項の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「<u>番号利用法</u>」という。）第２条第７項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「<u>個人番号カード等</u>」という。）を印鑑登録証として利用しようとする者は、代理人による申請はできない。</u> 第４条 （略） （登録申請の確認） 第５条 （略） ２ 前項の確認は、登録申請の事実について、郵送により登録申請者に文書で照会し、その回答書を持参させることによって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの提示又は提出があったときは、この限りでない。 （１）官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で

伊勢原市印鑑条例新旧対照表（２／５）

現 行	改 正 案
あつて本人の写真が貼られ、発行機関名の記載及びその押印があるもの又は個人番号カード。ただし、登録申請者が自ら申請する場合に限る。 (2) (略) 3 (略) 第 6 条～第 8 条 (略) (<u>個人番号カード</u>の利用等) 第 9 条 伊勢原市個人番号カードの利用に関する条例（平成 29 年伊勢原市条例第 9 号。以下この条において「<u>個人番号カード</u>利用条例」という。）第 4 条第 2 項の規定により、個人番号カード利用条例第 2 条のサービスの提供に必要な情報が記録された<u>個人番号カード</u>（以下「<u>個人番号カード</u>による印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。 2 (略) (<u>個人番号カード</u>による印鑑登録証の有効期間) 第 10 条 <u>個人番号カード</u>による印鑑登録証の有効期間は、当該<u>個人番号カード</u>の有効期間と同一とする。 第 11 条～第 13 条 (略) (印鑑登録証明書の交付申請) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 <u>個人番号カード</u>による印鑑登録証を利用している者については、前項の確認は、<u>当該カード</u>の提示を受けること及び行政手	あつて本人の写真が貼られ、発行機関名の記載及びその押印があるもの又は<u>番号利用法</u>第 2 条第 7 項に規定する<u>個人番号カード</u>。ただし、登録申請者が自ら申請する場合に限る。 (2) (略) 3 (略) 第 6 条～第 8 条 (略) (<u>個人番号カード等</u>の利用等) 第 9 条 伊勢原市個人番号カードの利用に関する条例（平成 29 年伊勢原市条例第 9 号。以下この条において「<u>個人番号カード</u>利用条例」という。）第 4 条第 2 項の規定により、個人番号カード利用条例第 2 条のサービスの提供に必要な情報が記録された<u>個人番号カード等</u>（以下「<u>個人番号カード等</u>による印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。 2 (略) (<u>個人番号カード等</u>による印鑑登録証の有効期間) 第 10 条 <u>個人番号カード等</u>による印鑑登録証の有効期間は、当該<u>個人番号カード等</u>の有効期間と同一とする。 第 11 条～第 13 条 (略) (印鑑登録証明書の交付申請) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 <u>個人番号カード等</u>による印鑑登録証を利用している者については、前項の確認は、<u>当該個人番号カード等</u>の提示を受けるこ

伊勢原市印鑑条例新旧対照表（３／５）

現 行	改 正 案
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成２６年総務省令第８５号。次条第５号において「省令」という。）第３３条の規定により設定した暗証番号を照合することにより行う。 （印鑑登録証明書の交付申請の不受理） 第１５条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。	と及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成２６年総務省令第８５号。次条第５号において「省令」という。）第３３条の規定により設定した暗証番号を照合することにより行う。 ４ <u>第１項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。次条第６号及び第１７条第１号において同じ。）の提示をもって印鑑登録証の提示に代えることができる。この場合において、第２項の確認は、当該個人番号カード等の提示を受けること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号。以下「施行規則」という。）第４２条第２項の規定により設定した暗証番号を照合することにより行う。</u> （印鑑登録証明書の交付申請の不受理） 第１５条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

伊勢原市印鑑条例新旧対照表（４／５）

現 行	改 正 案
(1)～(4) (略) (5) <u>個人番号カード</u>による印鑑登録証を利用している者については、省令第３３条の規定による暗証番号の入力ができないとき。	(1)～(4) (略) (5) <u>個人番号カード等</u>による印鑑登録証を利用している者については、省令第３３条の規定による暗証番号の入力ができないとき。
(6) (略) 第１６条 (略) (端末機による印鑑登録証明書の交付) 第１７条 前条の規定にかかわらず、登録者等は、本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項に規定する暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u> (1) <u>個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u> (2) (略) 第１８条・第１９条 (略) (印鑑登録証の返納)	(6) <u>印鑑登録証に代えて個人番号カード等の提示を行う者については、施行規則第４２条第２項の規定による暗証番号の入力ができないとき。</u> (7) (略) 第１６条 (略) (端末機による印鑑登録証明書の交付) 第１７条 前条の規定にかかわらず、登録者等は、本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機に次の各号のいずれかに掲げるものを使用し、<u>施行規則第４２条第２項に規定する暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u> (1) <u>個人番号カード等</u> (2) (略) 第１８条・第１９条 (略) (印鑑登録証の返納)

伊勢原市印鑑条例新旧対照表（５／５）

現 行	改 正 案
第２０条 登録者等は、第１３条第２号による申請をした後に亡失した印鑑登録証を発見したとき又は前条各号のいずれかに該当したときは、<u>すみやかに</u>当該印鑑登録証を市長に返納しなければならない。 第３章・第４章 （略）	第２０条 登録者等は、第１３条第２号による申請をした後に亡失した印鑑登録証を発見したとき又は前条各号のいずれかに該当したときは、<u>速やかに</u>当該印鑑登録証を市長に返納しなければならない。 第３章・第４章 （略）

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢原市条例第 16 号）等の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する規定、児童対象性暴力等の防止に関する規定及びみなし保育士の拡大に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
例等の一部を改正する条例

(伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第11項第2号又は」を「同条第11項第2号若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要

な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第23条第1項中「、第2項」を「、次項」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所

A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内

保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」を「小規模保育事業Ａ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」に改め、「、同条第４号中「次号」とあるのは、「第４８条において準用する第２８条第５号」と」を削る。

附則第９項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者、地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士をいい、」を削り、「第２９条第３項」及び「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）」を「、前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊勢原市条例第20号）の一部を次のように改める。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は公布の日から、第1条中伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（１／１１）

現 行	改 正 案
【第１条の規定による改正】	
目次 （略） 第１章 総則 第１条 （略） （最低基準の目的） 第２条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、<u>同条第１１項第２号又は同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）</u>（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 第３条～第５条 （略） （保育所等との連携） 第６条 家庭的保育事業者等（居	目次 （略） 第１章 総則 第１条 （略） （最低基準の目的） 第２条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満３歳に満たない者に限り、法第６条の３第９項第２号、同条第１０項第２号、<u>同条第１１項第２号若しくは同条第１２項第２号の規定に基づき保育が必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）</u>（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 第３条～第５条 （略） （保育所等との連携） 第６条 家庭的保育事業者等（居

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（２／１１）

現 行	改 正 案
宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳	宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第７条の３第２項、第１４条第１項及び第２項、第１５条第１項、第２項及び第５項、第１６条並びに第１７条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項</u>）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等（<u>満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第１２項に規定する事

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（３／１１）

現 行	改 正 案
幼児にあつては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 第７条～第１２条 （略） <u>第１３条 削除</u>	業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第４２条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 第７条～第１２条 （略） （児童対象性暴力等の防止） <u>第１３条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第１４条～第１７条 （略）
第１４条～第１７条 （略）	第１４条～第１７条 （略）

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（４／１１）

現 行	改 正 案
（家庭的保育事業所等内部の規程） 第１８条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) (略) 第１９条～第２１条 (略) 第２章 家庭的保育事業 第２２条 (略) (職員) 第２３条 家庭的保育事業を行う場所には、第２項に規定する家庭的保育者、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下この条及び第３４条第２項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (略) ２～４ (略) 第２４条～第２６条 (略) 第３章 小規模保育事業 第１節 通則 (小規模保育事業の区分) 第２７条 小規模保育事業は、小	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第１８条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満３歳以上の幼児の利用定員） (7)～(11) (略) 第１９条～第２１条 (略) 第２章 家庭的保育事業 第２２条 (略) (職員) 第２３条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下この条及び第３４条第２項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (略) ２～４ (略) 第２４条～第２６条 (略) 第３章 小規模保育事業 第１節 通則 (小規模保育事業の区分) 第２７条 小規模保育事業は、小

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（５／１１）

現 行	改 正 案
規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。 第２節 小規模保育事業 Ａ型 第２８条 （略） （職員） 第２９条 （略） ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童 おおむね１５人につき１人（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （４） （略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。 第２節 小規模保育事業 Ａ型 第２８条 （略） （職員） 第２９条 （略） ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童 おおむね１５人につき１人（法第６条の３第１０項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （４） （略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４ <u>第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院におい</u>

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（6 / 11）

現 行	改 正 案
第30条 （略） 第3節 小規模保育事業 B型	<u>て、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 第30条 （略） 第3節 小規模保育事業 B型

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（ 7 / 1 1 ）

現 行	改 正 案
（職員） 第 3 1 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第 3 1 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
第 3 2 条 （略） 第 4 節 小規模保育事業C型 第 3 3 条・第 3 4 条 （略） （利用定員） 第 3 5 条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員	第 3 2 条 （略） 第 4 節 小規模保育事業C型 第 3 3 条・第 3 4 条 （略） （利用定員） 第 3 5 条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号にかかわらず、その利用定員

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（８／１１）

現 行	改 正 案
を６人以上１０人以下とする。 第３６条（略） 第４章（略） 第５章 事業所内保育事業 第４２条・第４３条（略） （職員） 第４４条（略） ２（略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師又は看護師</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	を６人以上１０人以下とする。 第３６条（略） 第４章（略） 第５章 事業所内保育事業 第４２条・第４３条（略） （職員） 第４４条（略） ２（略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。</u> ４ <u>第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７項又は第８項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> ５ <u>前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（９／１１）

現 行	改 正 案
第４５条・第４６条（略） （職員） 第４７条（略） ２（略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 （準用） 第４８条 第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事	第４５条・第４６条（略） （職員） 第４７条（略） ２（略） ３ 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （準用） 第４８条 第２４条から第２６条まで及び第２８条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（１０／１１）

現 行	改 正 案
業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「<u>小規模保育事業所Ａ型</u>」とあるのは「<u>小規模型事業所内保育事業所</u>」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。））」と、<u>同条第４号中「次号」とあるのは、「第４８条において準用する第２８条第５号」とする。</u> 第６章 （略） 附 則 １～５ （略） （小規模保育事業Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） ６ （略） ７・８ （略） ９ 前２項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第１８条の１８第１項の登録を受けた者、地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項</u>	業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第４８条において準用する次条及び第２６条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第２８条中「<u>小規模保育事業Ａ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所</u>」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。））」とする。 第６章 （略） 附 則 １～５ （略） （小規模保育事業Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） ６ （略） ７・８ （略） ９ 前２項の規定を適用するときは、保育士（<u>第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされた者を除く。）を、前２項の</u>

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（１１／１１）

現 行	改 正 案
又は前２項の規定により保育士とみなされた者を除く。）を保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。	<u>規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。</u>

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
【第2条の規定による改正（伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊勢原市条例第20号）の一部改正）】	
第29条第2項の改正規定～第47条第2項の改正規定（略） 附 則 1 （略） （経過措置） 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>当分の間</u> 、この条例による改正後の伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	第29条第2項の改正規定～第47条第2項の改正規定（略） 附 則 1 （略） （経過措置） 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>令和10年3月31日までの間</u> 、この条例による改正後の伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊勢原市条例第 1 7 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る利用定員等の基準を定めるほか、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢原市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５１条・第５２条」を「第５１条―第５２条」に改める。

第２条第６号を次のように改める。

- (6) 満３歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

第２条第６号の次に次の１号を加える。

- (6)の２ 満３歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

- (11)の２ 教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

- (11)の３ 満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

- (11)の４ 保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第２条第２８号中「第４３条第２項」を「第４３条第４項」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に、「法第２０条第４項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「第33条の10第1項各号」の次に「（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」を加える。

第29条第1項中「法第7条第5項」を「同条第5項」に改め、「地域型保育をいう。次項」の次に「及び第39条第5項」を加える。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第34条第1項第3号に規定する基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）」に改め、同条第2項中「法第19条第

1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改め

る。

第37条第1項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条」を「伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第16号）第27条」に、「同令第31条」を「同条」に、「同令第33条」を「同条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「場合は、」の次に「第42条に規定する」を加え、同項を同条第5項とし、同

条第3項中「前項」を「前2項」に、「前項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項ただし書を削り、同項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第5項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。同項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号において同じ。」を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項本文」を「第1項」に、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「前項本文」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協

力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付する。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準」を

「伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「、この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3

項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模

保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準」を「伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１／２７）

現 行	改 正 案
目次 第１章・第２章 （略） 第３章 特定地域型保育事業者 の運営に関する基準 第１節・第２節 （略） 第３節 特例地域型保育給付 費に関する基準（第 ５１条・第５２条） 第４章 （略） 附則 第１章 総則 第１条 （略） （定義） 第２条 この条例において、次の 各号に掲げる用語の定義は、当 該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) <u>小規模保育事業 児童福祉 法第６条の３第１０項に規定 する小規模保育事業をいう。</u> (7)～(11) （略）	目次 第１章・第２章 （略） 第３章 特定地域型保育事業者 の運営に関する基準 第１節・第２節 （略） 第３節 特例地域型保育給付 費に関する基準（第 ５１条―第５２条） 第４章 （略） 附則 第１章 総則 第１条 （略） （定義） 第２条 この条例において、次の 各号に掲げる用語の定義は、当 該各号に定めるところによる。 (1)～(5) （略） (6) <u>満３歳未満等小規模保育事 業 児童福祉法第６条の３第 １０項に規定する小規模保育 事業（同項第３号に掲げる事 業を除く。）をいう。</u> (6)の２ <u>満３歳以上限定小規模 保育事業 児童福祉法第６条 の３第１０項に規定する小規 模保育事業（同項第３号に掲 げる事業に限る。）をいう。</u> (7)～(11) （略） (11)の２ <u>教育認定子ども 法第 ２７条第１項に規定する教育 認定子どもをいう。</u> (11)の３ <u>満３歳以上保育認定子 ども 法第２７条第１項に規 定する満３歳以上保育認定子 どもをいう。</u> (11)の４ <u>保育認定子ども 法第 ２９条第２項に規定する保育</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２／２７）

現 行	改 正 案
(12)～(27) (略) (28) 特定地域型保育事業 法第 4 3 条第 2 項に規定する特定 地域型保育事業をいう。 第 3 条 (略) 第 2 章 特定教育・保育施 設の運営に関する 基準 第 1 節 (略) 第 2 節 運営に関する基 準 第 5 条 (略) (正当な理由のない提供拒否の 禁止等) 第 6 条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こ ども園又は幼稚園に限る。以下 この項において同じ。）は、利 用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ど もの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している同号に 掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ど もの総数が、当該特定教育・保 育施設の同号に掲げる小学校就 学前子どもの区分に係る利用定 員の総数を超える場合において は、抽選、申込みを受けた順序 により決定する方法、当該特定 教育・保育施設の設置者の教育・ 保育に関する理念、基本方針等 に基づく選考その他公正な方法 （第 4 項において「選考方法」 という。）により選考しなければ ならない。	<u>認定子どもをいう。</u> (12)～(27) (略) (28) 特定地域型保育事業 法第 4 3 条第 4 項に規定する特定 地域型保育事業をいう。 第 3 条 (略) 第 2 章 特定教育・保育施 設の運営に関する 基準 第 1 節 (略) 第 2 節 運営に関する基 準 第 5 条 (略) (正当な理由のない提供拒否の 禁止等) 第 6 条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こ ども園又は幼稚園に限る。以下 この項において同じ。）は、利 用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ど もの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している教育認 定子どもの総数が、当該特定教 育・保育施設の同号に掲げる小 学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数を超える場合に おいては、抽選、申込みを受け た順序により決定する方法、当 該特定教育・保育施設の設置者 の教育・保育に関する理念、基 本方針等に基づく選考その他公 正な方法（第 4 項において「選 考方法」という。）により選考 しなければならない。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（３／２７）

現 行	改 正 案
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第２０条第４項の規定による認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当</u>	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前２項の特定教育・保育施設は、選考方法<u>又は前項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 （略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条 （略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（４／２７）

現 行	改 正 案
<u>する教育・保育給付認定子ども</u> に係る当該特定教育・保育施設 の利用について児童福祉法第２４ 条第３項（同法附則第７３条第 １項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）の規定に より市が行う調整及び要請に対 し、できる限り協力しなければ ならない。 第８条 （略） （教育・保育給付認定の申請に 係る援助） 第９条 特定教育・保育施設は、 教育・保育給付認定を受けてい ない保護者から利用の申込みが あった場合は、当該保護者の意 思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u> が行われるよう必要な援助を行 わなければならない。 ２ （略） 第１０条～第１２条 （略） （利用者負担額等の受領） 第１３条 （略） ２・３ （略） ４ 特定教育・保育施設は、前３ 項の支払を受ける額のほか、特 定教育・保育において提供され る便宜に要する費用のうち、次 に掲げる費用の額の支払を教育・ 保育給付認定保護者から受ける ことができる。 (1)・(2) （略） (3) 食事の提供（次に掲げるも のを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 ３歳以上教育・保育給付認	童福祉法第２４条第３項（同法 附則第７３条第１項の規定によ り読み替えて適用する場合を含 む。）の規定により市が行う調 整及び要請に対し、できる限り 協力しなければならない。 第８条 （略） （教育・保育給付認定の申請に 係る援助） 第９条 特定教育・保育施設は、 教育・保育給付認定を受けてい ない保護者から利用の申込みが あった場合は、当該保護者の意 思を踏まえて速やかに<u>教育・保 育給付認定の申請</u>が行われるよ う必要な援助を行わなければな らない。 ２ （略） 第１０条～第１２条 （略） （利用者負担額等の受領） 第１３条 （略） ２・３ （略） ４ 特定教育・保育施設は、前３ 項の支払を受ける額のほか、特 定教育・保育において提供され る便宜に要する費用のうち、次 に掲げる費用の額の支払を教育・ 保育給付認定保護者から受ける ことができる。 (1)・(2) （略） (3) 食事の提供（次に掲げるも のを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 ３歳以上教育・保育給付認

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（５／２７）

現 行	改 正 案
定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> ７７，１０１円 (イ) <u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） ５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、７７，１０１円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するも	定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> ７７，１０１円 (イ) <u>満３歳以上保育認定子ども</u>（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） ５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、７７，１０１円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当す

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（６／２７）

現 行	改 正 案
のに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ （略） (4)・(5) （略） ５・６ （略） 第１４条～第１９条 （略） （運営規程） 第２０条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) （略） (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考方法を含む。	るものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>満３歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ （略） (4)・(5) （略） ５・６ （略） 第１４条～第１９条 （略） （運営規程） 第２０条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) （略） (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（7／27）

現 行	改 正 案
(8)～(11) (略) 第21条 (略) (定員の遵守) 第22条 (略) 第23条・第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第28条 (略) (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（<u>法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。次項において同じ。</u>）を行う者等又はその職員	(8)～(11) (略) 第21条 (略) (利用定員の遵守) 第22条 (略) 第23条・第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 <u>（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第28条 (略) (利益供与等の禁止) 第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（<u>同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第5項において同じ。</u>）を行う者等

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（８／２７）

現 行	改 正 案
に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２ （略） 第３０条～第３４条 （略） 第３節 特例施設型給付費に関する基準 （特別利用保育の基準） 第３５条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第３４条第１項第３号に規定する基準</u>を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第４条第２項第３号の規定により定められた<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数</u>を超えないものとする。	又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２ （略） 第３０条～第３４条 （略） 第３節 特例施設型給付費に関する基準 （特別利用保育の基準） 第３５条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年神奈川県条例第５号）で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）</u>を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数</u>が、第４条第２項第３号の規定により定められた<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数</u>を超えないものとする。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（９／２７）

現 行	改 正 案
3 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>）」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受け</u>	3 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第２号</u>」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>）」と、<u>同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>）」とする。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１０／２７）

現 行	改 正 案
る者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第３６条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３ 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に	（特別利用教育の基準） 第３６条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満３歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満３歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３ 特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１１／２７）

現 行	改 正 案
限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</u> 第３章 特定地域型保育事	限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</u> 第３章 特定地域型保育事

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１２／２７）

現 行	改 正 案
業者の運営に関する基準 第１節 利用定員に関する基準 （利用定員） 第３７条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第３１条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第３３条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及	業者の運営に関する基準 第１節 利用定員に関する基準 （利用定員） 第３７条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢原市条例第１６号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１３／２７）

現 行	改 正 案
<u>び運営に関する基準第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> 第２節 運営に関する基準 第３８条 （略） （正当な理由のない提供拒否の	<u>小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u> (1) <u>家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> 3 <u>特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> 第２節 運営に関する基準 第３８条 （略） （正当な理由のない提供拒否の

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１４／２７）

現 行	改 正 案
禁止等) 第３９条 （略） ２ 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>	禁止等) 第３９条 （略） ２ 特定地域型保育事業者（<u>満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。</u>）は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（<u>第４３条第１項を除く。</u>）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> ３ <u>特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１５／２７）

現 行	改 正 案
3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u> 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条（略） 2 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第４１条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置か	<u>ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 前２項の特定地域型保育事業者は、<u>前２項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第４２条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第４０条（略） 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握） 第４１条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１６／２７）

現 行	改 正 案
れている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第４２条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。<u>ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</u> (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定</u>、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) （略） (3) 当該<u>特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育</u>	境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第４２条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定</u>、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者（<u>満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第５項において同じ。</u>）により特定地域型保育（<u>満３歳以上限定小規模</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１７／２７）

現 行	改 正 案
認定子どもにあつては、第３７条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。<u>以下この号において同じ。）</u>を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	<u>保育を除く。同項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあつては、第３７条第２項に規定するその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u>
<u>２ 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」と</u>	<u>２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>
<u>３ 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第１項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型</u>	<u>３ 居宅訪問型保育事業を行う者は、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３７条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第１項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１８／２７）

現 行	改 正 案
いう。)を適切に確保しなければならない。<u>ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</u> 3 事業所内保育事業を行う者であって、第３７条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものについては、<u>第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 4 (略) (利用者負担額等の受領) 第４３条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (略) 第４４条・第４５条 (略) (運営規程) 第４６条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければ	保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 4 事業所内保育事業を行う者であって、第３７条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものについては、<u>第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 5 (略) (利用者負担額等の受領) 第４３条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者<u>（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 (略) 第４４条・第４５条 (略) (運営規程) 第４６条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第５０条において準用する第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければ

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（１９／２７）

現 行	改 正 案
ならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第３９条第２項に規定する選考方法を含む。</u>） (8)～(11) (略) （勤務体制の確保等） 第４７条 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ (略) （<u>定員</u>の遵守） 第４８条 (略) （記録の整備） 第４９条 (略) ２ 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	ならない。 (1)～(6) (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（<u>第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。</u>） (8)～(11) (略) （勤務体制の確保等） 第４７条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ (略) （<u>利用定員</u>の遵守） 第４８条 (略) （記録の整備） 第４９条 (略) ２ 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２０／２７）

現 行	改 正 案
(1)～(5) (略) (準用) 第５０条 第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について</u>」と、第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第１４条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と読み替えるものとする。	(1)～(5) (略) (準用) 第５０条 第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１１条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について</u>」と、第１４条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第１９条において</u>」と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第１９条中「施設型給付費」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第２５条中「<u>各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こ</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２１／２７）

現 行	改 正 案
第３節 特例地域型保育 給付費に関する 基準 （特別利用地域型保育の基準） 第５１条 特定地域型保育事業者が<u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準</u>を遵守しなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども</u>（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域	<u>ども園法第２７条の２第１項各号）</u>とあるのは「各号」と読み替えるものとする。 第３節 特例地域型保育 給付費に関する 基準 （特別利用地域型保育の基準） 第５１条 特定地域型保育事業者（<u>満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、<u>伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準</u>を遵守しなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども</u>（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満３歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２２／２７）

現 行	改 正 案
型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「<u>法第２０</u>	型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び<u>第５２条第３項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項</u>を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。<u>第５２条第３項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（<u>第４３条第１項</u>を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「法第１９条第

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２３／２７）

現 行	改 正 案
条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。 第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２４／２７）

現 行	改 正 案
	<u>育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を遵守しなければならない。</u> <u>２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるの</u>

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２５／２７）

現 行	改 正 案
	は「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」と

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２６／２７）

現 行	改 正 案
(特定利用地域型保育の基準) 第５２条 特定地域型保育事業者が<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準</u>を遵守しなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域	する。 (特定利用地域型保育の基準) 第５２条 特定地域型保育事業者（<u>満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。</u>）が<u>満３歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準</u>を遵守しなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども</u>（第５１条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域

伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表（２７／２７）

現 行	改 正 案
型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「<u>法第２９条第３項第１号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第４項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（<u>令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 第４章 （略）	型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（<u>満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「<u>法第２９条第３項第１号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第４項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（<u>特定満３歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 第４章 （略）

伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和
7 年伊勢原市条例第 3 4 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳
児等通園支援事業における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するた
め提案する。

伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年伊勢原市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

伊勢原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表

現 行	改 正 案
目次 (略) 第 1 章 総則 第 1 条～第 1 4 条 (略) 第 1 5 条～第 2 0 条 (略) 第 2 章・第 3 章 (略)	目次 (略) 第 1 章 総則 第 1 条～第 1 4 条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業</u> <u>業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4</u> <u>項において準用する法第 2 1 条</u> <u>の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づ</u> <u>き、児童対象性暴力等（学校設</u> <u>置者等及び民間教育保育等事業</u> <u>者による児童対象性暴力等の防</u> <u>止等のための措置に関する法律</u> <u>(令和 6 年法律第 6 9 号) 第 2</u> <u>条第 2 項に規定する児童対象性</u> <u>暴力等をいう。以下この条にお</u> <u>いて同じ。)</u>を防止し、及び児 <u>童対象性暴力等が行われた場合</u> <u>に利用乳幼児を適切に保護する</u> <u>ため、児童等対象業務従事者</u> <u>(利用乳幼児と接する業務に従</u> <u>事する者のうち、支配性、継続</u> <u>性及び閉鎖性のある環境の下で</u> <u>当該利用乳幼児に接するものを</u> <u>いう。)</u>に係る犯罪事実確認 <u>(同法第 4 条第 1 項に規定する</u> <u>犯罪事実確認をいう。)</u>その他 <u>の必要な措置を講じなければな</u> <u>らない。</u> 第 1 5 条～第 2 0 条 (略) 第 2 章・第 3 章 (略)

工事請負契約の締結について

別紙のように工事請負契約を締結する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

令和 8 年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その 2 について、入札の結果、令和 8 年 7 月 1 6 日に別紙業者に落札決定したので、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

- 1 工 事 の 名 称 令和8年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その2
- 2 工 事 の 場 所 伊勢原市串橋地内
- 3 契 約 金 額 337,777,000円
- 4 契 約 の 相 手 方
- 所 在 地 神奈川県伊勢原市三ノ宮1-4
- 法 人 名 杉山・アクア特定建設工事共同企業体
- 代 表 者 株式会社杉山土建 代表取締役 杉山 進
- 5 契 約 締 結 の 方 法 一般競争入札

工 事 請 負 契 約 締 結 状 況

工事の名称		令和８年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その２	
工事の場所		伊勢原市串橋地内	
契 約 金 額		３３７，７７７，０００円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）	
契約 の 相 手 方	所在地	神奈川県伊勢原市三ノ宮１－４	
	法人名	杉山・アクア特定建設工事共同企業体	
	代表者	株式会社杉山土建 代表取締役 杉山 進	
契 約 期 間		本契約締結の日から令和９年３月２４日まで	
落札年月日		令和８年７月１６日	
工 事 概 要		別紙のとおり	
入 札 経 過 （ 入 札 価 格 順 ）			
No.	業 者 名	入札価格(税抜き)	摘要
1	池田・日翔 特定建設工事共同企業体	307,050,000 円	最低制限価格未満
2	中村園・コクエー特定建設工事共同企業体	307,050,000 円	最低制限価格未満
3	アース・山王総合特定建設工事共同企業体	307,050,000 円	最低制限価格未満
4	杉山・アクア特定建設工事共同企業体	307,070,000 円	落札
5	長島・丹野特定建設工事共同企業体	307,080,000 円	
6	坂本・田中特定建設工事共同企業体	307,080,000 円	

※ 予定価格(税抜き)は、335,120,000円

※ 最低制限価格(税抜き)は、307,070,000円

○工事の目的

都市計画道路田中笠窪線は、行政センター地区から伊勢原市西部の笠窪地区を結ぶ幹線道路であり、市内の東西交通の利便性向上や、災害時における防災拠点等へのアクセス向上、更には、伊勢原駅周辺の交通渋滞の緩和に寄与する重要な路線である。

本工事は、二級河川鈴川と準用河川栗原川を渡河する橋りょう区間のうち、準用河川栗原川の西側において、道路地盤改良工の整備を行うもの。

○工事の概要

工事延長 L＝約 73 m

■道路地盤改良工

深層混合処理工 1.0 式

○工事箇所図



伊勢原市教育委員会委員の任命について

次の者を伊勢原市教育委員会委員に任命したいので、同意を求める。

住 所	伊勢原市桜台二丁目（以下略）
氏 名	濱 田 光 子
生 年	昭和 29 年

令和 8 年 8 月 31 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

委員の任期満了（令和 8 年 9 月 30 日）に伴い、引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により提案する。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 8 年度に公表する令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

令和7年度決算に基づく健全化判断比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.5	19.5

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を表示しています。

令和 7 年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 8 年度に公表する令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

令和 7 年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率

1 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、
令和 7 年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	－

備考 資金不足額がない場合は、「－」を表示しています。

専決処分の報告について

令和8年2月20日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

専 決 処 分 書

令和８年２月２０日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成２年３月２３日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和８年８月１０日

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 発 生 日 時 | 令和８年２月２０日（金）午後２時４０分頃 |
| 2 | 発 生 場 所 | 平塚市寺田縄地内 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 市外在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 地域作業所ドリームの職員が、指定管理者業務で公用車を運転中、アパートの駐車場で方向転換をしようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み間違えたため、公用車の左前方部が駐車中の相手方車両の左後方部に衝突し、損傷を与えた。 |
| 5 | 損 害 賠 償 額 | ９７５，５４９円（相手方車両修理費に係る本市賠償額） |

専決処分の報告について

令和 8 年 2 月 20 日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成 2 年 3 月 23 日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

専 決 処 分 書

令和 8 年 2 月 2 0 日に発生した車両損傷事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成 2 年 3 月 2 3 日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 8 月 1 0 日

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 発 生 日 時 | 令和 8 年 2 月 2 0 日（金）午後 2 時 4 0 分頃 |
| 2 | 発 生 場 所 | 平塚市寺田縄地内 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 市外在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 地域作業所ドリームの職員が、指定管理者業務で公用車を運転中、アパートの駐車場で方向転換をしようとしたところ、ブレーキとアクセルの踏み間違えにより駐車中の車両に衝突し、その衝突により同車両の右後方部が隣に駐車していた相手方車両の左後方部に二次衝突し、損傷を与えた。 |
| 5 | 損 害 賠 償 額 | 4 4 9 , 7 9 0 円（相手方車両修理費に係る本市賠償額） |

専決処分の報告について

令和8年1月16日に発生した交通事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成2年3月23日議決）に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

専 決 処 分 書

令和 8 年 1 月 1 6 日に発生した交通事故の損害賠償の額の決定及び和解について、市長の専決事項の指定について（平成 2 年 3 月 2 3 日議決）に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 8 月 1 4 日

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 発 生 日 時 | 令和 8 年 1 月 1 6 日（金）午前 1 0 時 3 7 分頃 |
| 2 | 発 生 場 所 | 伊勢原市田中 3 4 5 番地付近 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 土木部職員が公用車で市道を走行中、市役所敷地内から車道に右折進入した相手方車両の左前方部が、公用車の右側面部に接触し、相手方車両に擦り傷が生じた。 |
| 5 | 損 害 賠 償 額 | 0 円（相手方の請求権放棄による。） |